

# 消費税課税売上割合に準ずる割合の適用承認申請書の記載要領等

## 1 提出すべき場合

この申請書は、控除対象となる仕入れに係る消費税額の計算方法として個別対応方式を採用している事業者が、課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要する課税仕入れ等の税額をあん分する基準として、課税売上割合に代えてこれに準ずる合理的な割合（課税売上割合に準ずる割合）を適用する場合に、その適用の承認を申請する場合に提出します（法30③、令47）。

## 2 適用課税期間

課税売上割合に準ずる割合は、その適用について税務署長の承認を受けた日の属する課税期間から適用することができます。

（注） 課税売上割合に準ずる割合の適用を受けようとする課税期間の末日までに申請書を提出し、同日の翌日から同日以後1月を経過する日までの間に税務署長の承認を受けた場合は、当該課税期間の末日においてその承認があったものとみなされます。

## 3 記載要領

- (1) 「適用開始課税期間」欄には、課税売上割合に準ずる割合の適用を受けようとする課税期間の初日及び末日を記載します。
- (2) 「採用しようとする計算方法」欄には、事業の種類ごと又は販売費、一般管理費等の費用を種類ごとに異なる割合を適用しようとする場合に、その適用対象及び適用しようとする課税売上割合に準ずる割合の計算方法を具体的に記載します。  
なお、課税売上割合と課税売上割合に準ずる割合とを併用しようとする場合には、これらの適用関係について具体的に記載します。
- (3) 「その計算方法が合理的である理由」欄には、その採用しようとする計算方法が合理的である理由を具体的に記載します。
- (4) 「本来の課税売上割合」欄には、上段にこの申請書を提出する日の属する課税期間の直前の課税期間における課税資産の譲渡等の対価の額の合計額を、また下段にその直前の課税期間における資産の譲渡等の対価の額の合計額をそれぞれ記載します。
- (5) 「上記の割合の算出期間」欄には、この申請書を提出する日の属する課税期間の直前の課税期間の初日及び末日を記載します。
- (6) 承認を受けた計算方法について、その適用対象及び適用する課税売上割合に準ずる割合を変更しようとする場合には、新たな申請書を提出してその適用について承認を受けることになります。  
なお、この場合には、既に承認を受けている計算方法について、「消費税課税売上割合に準ずる割合の不適用届出書」を併せて提出する必要があります。
- (7) 「参考事項」欄には、その他参考となる事項等がある場合に記載します。